

石狩市保育士等就職奨励金 (申請の手引き)



令和4年11月改訂

石狩市保健福祉部子ども家庭課

1 概要

(1) 趣旨

石狩市内の認定こども園又は石狩市が認可した事業所内保育事業所（以下「認定こども園等」という。）に新たに保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）として勤務する方、また、その後一定期間継続勤務した方に石狩市保育士等就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市内の認定こども園等に勤務する新卒保育士等の確保を図ることを目的としています。

(2) 奨励金の種類と交付金額

奨励金の種類と交付金額は次のとおりです。

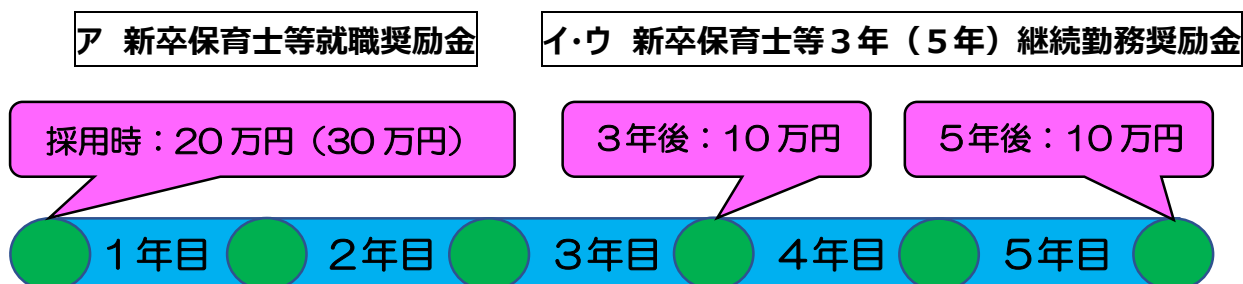
ア 新卒保育士等就職奨励金 20万円

※市民の方で母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の支給を受け、保育士資格を取得した場合は30万円

イ 新卒保育士等3年継続勤務奨励金 10万円

ウ 新卒保育士等5年継続勤務奨励金 10万円

(3) 交付時期



(4) 交付対象者

ア 新卒保育士等就職奨励金

新規採用された方で、次の2つの要件を満たす方

- 市内の認定こども園等に新たに保育士等として勤務する方（採用後、1年を経過する前に交付要件を満たさなくなった場合は、奨励金の返還が必要です。）
- 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を卒業した年度の末日から1年以内の方又は保育士試験に合格し、保育士登録簿に登録された日から1年以内の方

イ 新卒保育士等3年継続勤務奨励金

新規採用時に新卒保育士等就職奨励金を受け取り、その後継続して3年勤務された方

ウ 新卒保育士等5年継続勤務奨励金

新規採用時に新卒保育士等就職奨励金を受け取り、その後継続して5年勤務された方

(5) 交付要件

対象者が次の要件をすべて満たしている場合に交付します。

- ア 1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上勤務する常勤職員の方
- イ 勤務する認定こども園等を運営する法人等の役員ではない方
- ウ 保育士等として勤務している方

2 申請から交付までの流れ

(1) 申請

次の書類を申請期間内（要件を満たした日から60日以内）に窓口に出してください。（郵送可）

- ・石狩市保育士等就職奨励金交付申請書兼請求書（市HPよりダウンロードできます。）
- ・勤務証明書（市HPよりダウンロードできます。）
- ・保育士証の写し（新規採用時のみ）
- ・養成施設の卒業証明書（新規採用時のみ。ただし、養成施設を卒業した方に限ります。）

(2) 審査及び結果通知

石狩市では、提出していただいた書類の内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、その結果を石狩市保育士等就職奨励金交付（不交付）決定通知書により、申請者の方に通知します。

(3) 交付

交付決定された方には、後日、請求書に記載していただいた金融機関の口座に奨励金を振り込みます。

3 注意事項

(1) 申請期限切れ

申請書などの書類は申請期間内（要件を満たした日から 60 日以内）に提出してください。この期間を過ぎますと申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

なお、令和 5 年 4 月 1 日に新規採用された場合の要件を満たした日及び申請期限は、次のとおりです。

	要件を満たした日	申請期限
新規採用時	令和 5 年 4 月 1 日	令和 5 年 5 月 31 日
3 年継続勤務	令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 5 月 30 日
5 年継続勤務	令和 10 年 3 月 31 日	令和 10 年 5 月 30 日

(2) 交付決定の取消し及び奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、石狩市保育士等就職奨励金交付決定取消通知書兼返還命令書により保育士等にその旨通知するとともに、既に奨励金が交付されている場合は、当該奨励金の一部又は全額の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

- ・ 新卒保育士等就職奨励金の交付を受けた保育士等が、認定こども園等に採用後、当該認定こども園等における就労年月日から継続して 1 年を経過する前に 2 ページの（5）の交付要件を満たさなくなったとき
- ・ 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

4 Q & A

Q 1 : 奨励金は、新規採用時、3年継続勤務後、5年継続勤務後の計3回交付されることだが、どのような種類がありますか。

A 1 : 奨励金の種類は、新規採用時に20万円（石狩市民で母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の給付金の支給を受け、保育士資格を取得した場合は30万円）を交付する新卒保育士等就職奨励金、3年継続勤務後に10万円を交付する新卒保育士等3年継続勤務奨励金、5年継続勤務後に10万円を交付する新卒保育士等5年継続勤務奨励金の3種類があります。

Q 2 : どのような場合に交付対象者になりますか。

A 2 : 市内の認定こども園等に新たに直接雇用され、保育士等として保育業務に従事されている方で、同一の認定こども園等で1年以上継続して働く意思のある場合に交付対象者になります。

Q 3 : どのような場合に交付対象者にならないのですか。

A 3 : 具体的には、認可外保育施設に採用された方、派遣により勤務する方、施設長（園長）等管理職業務や補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない方などです。

Q 4 : 新卒者以外は対象にならないのですか。

A 4 : 指定保育士養成施設を卒業した年度の末日から1年以内の方以外では保育士試験に合格し、保育士登録簿に登録された日から1年以内の方も対象です。

Q 5 : 正規職員のみ対象になるのですか。

A 5 : 雇用形態は問いませんが、1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上勤務する常勤職員の方が対象です。

Q 6 : 新規採用後1年未満で退職した場合はどうなるのですか。

A 6 : 奨励金のうち新卒保育士等就職奨励金については、新規採用後、同一の認定こども園等で1年以上継続して働く必要がありますので、すでにお支払いしました奨励金を全額返還していただきます。

Q 7 : 新規採用後2年を経過した後、系列の市内の他の認定こども園に異動になった場合も対象になりますか。

A 7 : 法人の配置換えにより勤務する認定こども園等が変更になった場合は、引き続き対象となりますが、系列の市外の認定こども園等であれば対象外となります。

Q 8 : 新規採用後 2 年を経過した後、系列ではない市内の他の認定こども園に転職した場合も対象になりますか。

A 8 : 新規採用後、3 年又は 5 年継続勤務後に交付される奨励金は、対象外となります。

Q 9 : 保育士資格を有していない保育補助者等が、保育士資格を取得した場合は対象になりますか。

A 9 : 保育士試験に合格し、保育士登録簿に登録された日から 1 年以内の方も対象になりますので、改めて保育士等として新規採用された場合は対象となります。

Q 10 : 新規採用後、育児休業中の保育士等は対象になりますか。

A 10 : 産休中や育児休業中の職員は、在籍している状態ですので、勤務は継続していますが、申請時において保育業務に復帰している必要があります。

Q 11 : 不規則な勤務の場合は、どのように勤務時間や勤務日数を計算するのですか。

A 11 : 1 日当たりの勤務時間は、休憩時間を除いて記入し、1 月当たりの勤務日数は、1 月を 4 週として記入してください。

Q 12 : 新規採用後 5 年を経過した直後に退職しましたが、対象になりますか。

A 12 : 奨励金の交付決定を行う時点で勤務している必要がありますので、交付申請時に勤務していたとしても、交付決定を行う前に退職した場合は対象外となります。

Q 13 : 申請期間を過ぎてから申請書を提出した場合は、どのような取扱いになりますか。

A 13 : 申請書などの書類は申請期間内に提出していただく必要があります、この期間を過ぎてしまうと、申請を受け付けることができなくなります。なお、不慮の事故、疾病等により長期入院されている場合など特別の事情がある場合は、電話等によりご相談ください。

5 各種様式

別記第1号様式（第6条関係）

石狩市保育士等就職奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

石狩市長 様

次のとおり石狩市保育士等就職奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所	〒 (電話番号： — —)		
勤 務 先		就労年月日	年 月 日
奨励金の区分	就職奨励金・3年継続勤務奨励金・5年継続勤務奨励金		
請 求 額	円		

※「性別」及び「奨励金の区分」の欄は、該当するものに○を付けてください。

振込先口座						
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 漁業協同組合	本店 支店 本所 支所 出張所	種 目	口 座 番 号			フリガナ
金融機関コード	店舗コード	普 通				口座名義人

※申請者本人名義の口座に限ります。

同意書	
<p>石狩市が本奨励金の事務を処理するため、私の勤務状況に関し、上記勤務先から石狩市に提供することに同意します。また、私が同意している旨を上記勤務先に伝えてかまいません。</p>	
年 月 日	申請者署名 _____

添付書類

- ①勤務証明書（別記第2号様式）、②保育士証の写し（新規採用時のみ）、③養成施設の卒業証明書（新規採用時のみ。ただし、養成施設を卒業した方に限ります。）、④振込先口座の情報を確認できる預金通帳等の写し

勤務証明書

勤 務 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
就 労 年 月 日		年 月 日
雇 用 期 間 の 定 め		な し ・ あり
業 務 の 種 類		保育業務 ・ その他（ ）
役 職		
勤 務 形 態		1日当たりの勤務時間（ ）時間 1月当たりの勤務日数（ ）日
賃 金		月額制 ・ その他（ ）
法 人 等 と の 関 係		役員以外 ・ 役員（理事等）
法 人 等 と の 関 係		役員以外 ・ 役員（理事等）

※1 「雇用期間の定め」、「業務の種類」、「賃金」及び「法人等との関係」の欄は、該当するものに○を付けてください。

※2 「勤務形態」の欄において、1日当たりの勤務時間は、休憩時間を除いて記入し、1月当たりの勤務日数は、1月を4週として記入してください。

上記の者は、当園（所）に勤務していることを証明します。

また、石狩市からの上記の者の勤務状況の照会に応じること及び石狩市が必要と認めるときは、石狩市による当園（所）の書類等の調査を受けることに同意します。

年 月 日

事業所所在地

証 明 者 名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号